

2020年度第2回公立大学法人下関市立大学理事会議事録

日 時 2020年5月1日（金）10時00分～12時23分
場 所 本館Ⅱ棟5階 大会議室
出席者 山村理事長、川波副理事長、韓理事、砂原理事、飯塚理事、
花浴理事、大田理事、山元監事、藤井監事

1. 議長より開会が宣言された。

2. 議事

(1) 議決事項

議案第1号 下関市立大学の運営組織等に関する規程の一部改正について

事務局が説明を行い、当該規程の改正を含めすべての議案について、新型コロナウイルスの終息後、まずは所管の委員会から幅広く提案を募り、教授会及び教育研究審議会にて合意を諮ったのち、理事会へ上程すべきとの意見に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策に注意を払いながら、改善の必要な案件は審議及び議決を進めていくとし、議長が本議案の賛否を求めたところ賛成多数により原案のとおりこれを可決した。

議案第2号 下関市立大学客員研究員規程の一部改正について

事務局が説明を行い、客員研究員は本学教員と共同で研究を行うことから、その受入れについては現行どおり教授会の意見を聴くべきであるとの意見があったが、議長が本議案の賛否を求めたところ賛成多数により原案のとおりこれを可決した。

議案第3号 下関市立大学名誉教授の称号授与規程の一部改正について

事務局が説明を行い、当該規程の改正は、教授会において出席者の3分の2以上の同意がなければ改正することができない旨規定されていることから、教授会に諮るべきとの意見があった。これに対し、規程改正は理事会の議決事項であり、第7条の教授会の同意による規定改正の制限は定款との齟齬が生じるため改正が必要とし、議長が本議案の賛否を求めたところ賛成多数により原案のとおりこれを可決した。

議案第4号 下関市立大学学長補佐に関する規程の制定について

川波副理事長が説明を行い、副学長との役割の違いについて質問があり、所掌が決まっている副学長とは別に、学長補佐は特命により課題に応じて柔軟な機動体制で学長の意思決定をサポートするものと説明があり、議長が本議案の賛否を求めたところ賛成多数により原案のとおりこれを可決した。

議案第 5 号 下関市立大学大学院の組織改革及び関係規程の一部改正について

韓理事が説明を行い、当該議案について、まずは教育研究審議会へ諮るべきとの意見に対し、今回の提案は大学院組織改革の方針とそれに係る規程改正であり、具体的な教育課程の編成等については、今後教育研究審議会で審議し、理事会で議決することになるとの説明があった。また、入学定員を下回っている現状に早急な対策を講じるために、今回の方針に基づき、教育研究審議会では建設的な議論をしてほしいとの要望があった。これらを踏まえ議長が本議案の賛否を求めたところ賛成多数により原案のとおりこれを可決した。

議案第 6 号 下関市立大学相談支援センターに関する組織体系及び下関市立大学相談支援センター規程の制定について

韓理事が説明を行い、今後も継続して学内関係者から寄せられている留意すべき点を踏まえながら制度を構築していくとし、議長が本議案の賛否を求めたところ賛成多数により原案のとおりこれを可決した。

議案第 7 号 教養教職機構について（方針）

韓理事が説明を行い、機構を設置するのではなく常勤教員を増員すべきとの意見があったが、議長が本議案の賛否を求めたところ賛成多数により原案のとおりこれを可決した。

議案第 8 号 下関市立大学国際交流センターの組織改革について（方針）

韓理事が説明を行い、組織を変革するのではなく国際交流の職員を増員すべきとの意見があったが、議長が本議案の賛否を求めたところ賛成多数により原案のとおりこれを可決した。

（2）報告事項

報告 1 令和 2 年度監査計画書について（資料）

配布資料に基づき、監事から提出された令和 2 年度監査計画書について事務局が報告した。

3. 以上をもって本日の議事が全て終了したので、議長は閉会を宣した。